

追加議案一覧表

第51号議案	瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	1
第52号議案	みつば小学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結について……………	3
第53号議案	瀬戸特別支援学校リニューアル（機械設備）工事請負契約の締結について……………	5

8年市長提出第51号議案

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第18条 団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>33万円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>31万5,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた瀬戸市消防団員等公務災

害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

（理 由）

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）の公布に伴い、瀬戸市消防団員等公務災害補償条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第52号議案

みつば小学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結について
本市が、みつば小学校屋内運動場新築（建築）工事を施工するに当たり、
次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

- 1 契約金額 560,230,000円
- 2 工事場所 瀬戸市八幡台3丁目1番地
- 3 契約方法 制限付き一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）
- 4 工事内容 新築（建築）工事
屋内運動場（鉄骨造2階建て、延床面積約1,191平方メートル）及び渡り廊下の新築
解体工事等
既設屋内運動場（鉄骨造平屋建て、延床面積約661平方メートル）の解体及び外構整備等
- 5 工期 本契約日の翌日から令和9年11月1日まで
- 6 契約の相手方 名古屋市中区栄五丁目2番3号
小原建設株式会社名古屋支店
取締役常務執行役員支店長 久野文也

（理由）

この案を提出するのは、みつば小学校屋内運動場新築（建築）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、

議会の議決を求めるため必要があるからである。

8年市長提出第53号議案

瀬戸特別支援学校リニューアル（機械設備）工事請負契約の締結について

本市が、瀬戸特別支援学校リニューアル（機械設備）工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

- 1 契約金額 308,000,000円
- 2 工事場所 瀬戸市萩山台2丁目22番地外
- 3 契約方法 制限付き一般競争入札
- 4 工事内容 機械設備工事一式
校舎及び屋内運動場の改修
スロープ棟（鉄骨造4階建て、延床面積約1,200平方メートル）等の増築
外構整備
仮校舎（旧原山小学校）の整備
- 5 工期 本契約日の翌日から令和9年12月10日まで
- 6 契約の相手方 瀬戸市共栄通2丁目83番地の1
東海設備工業株式会社
代表取締役 浅野太一

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸特別支援学校リニューアル（機械設備）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定

により、議会の議決を求めるため必要があるからである。